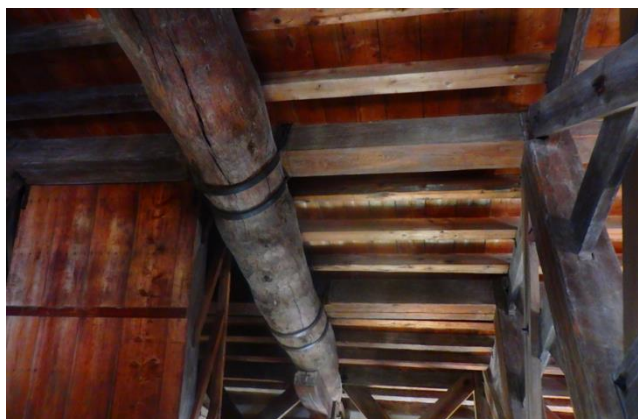


明石の史跡（83）職務権限の心得



明石藩第八代藩主松平直明公の治世のあるとき、姫路の「ふち人」（扶持米を受給している者、つまり藩士）が、女を連れて山陽道を東へ逃走する。

「女」とあるから、おそらく他人の保護下にある女性、つまり同僚の妻女であったろうか。しかし明石川をこえたところで、追手に追いつめられ、西本町の南側の空家に立て籠もった。周辺は野次馬などで、大騒ぎとなったであろう。たまたま通り合わせた服部源次右衛門なるものが、追手の侍を制して、自分が召し捕らえるといいながら、空家に入り、大いに叱責をした。その結果、藩士が屈服し、源次右衛門に身柄を拘束されたという。

一件落着の後、大慈公（松平直明）は、このたびの処置（偶然に現場に居合わせた）は、見事なものであった。しかしながら、このようなケースは、それぞれの担当分野の人たちが、対応するのであるから、今後は、こうした事情を理解すべきであると諭した。要するに、職務権限（職務を執行する権限）を逸脱しないようにということである（「東播秘談」『講座明石城史』553頁）。

元禄15年（1702）、大久保半右衛門（忠賀＝ただしげ、500石）の下女が、駆け落ちしたため、半右衛門は追跡する。追い詰められた下女は、中嶋孫兵衛（盛忠＝500石）の屋敷に駆け込んだ。式台（玄関先の一段低くなった板敷き＝日本語表現辞典）にあがって、駆け込んだ下女の引渡しを要求するも、取次ぎからは拒否された。そこで主である孫兵衛に家捜しも辞さない、強硬に申し入れたものの、孫兵衛からも相手（武力に訴える）になるといわれ、引き下がらざるをえなかった（『元禄世間咄風聞集』岩波文庫297－8頁）。

江戸での事例からも、上記の姫路藩士は、駆け込み先の選択ミスをしたようである。